

第187回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

令和6年7月18日（木）

沖縄総合事務局

第187回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和6年7月18日（木）11時00分
場 所 沖縄総合事務局1階「共用会議室A・B」

出席者：

公益委員 上原委員、赤嶺委員、豊川委員、大城委員
労働者委員 漢那委員、柴田委員、島仲委員
使用者委員 亀谷委員

沖縄総合事務局 野原船舶船員課長、
宜名真海事振興・防災危機管理調整官、
宜保課長補佐、
金城係員

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第186回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

○閉 会

（配付資料）

- 資料1. 第186回船員部会の議事録（案）
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和6年6月分）
資料3. 令和6年度「体験学習」の実施について

上原部会長

それでは、定刻でございますので、第187回船員部会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局からお願ひ致します。

事務局（野原課長）

本日は、公益委員4名、労働者委員3名、使用者委1名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、今回の船員部会の配付資料を確認させていただきます。

（配付資料の確認）

上原部会長

それでは、まず初めに、前回、第186回船員部会の議事録について承認を諮りたいと思います。事前にメールにて確認されていると思いますが、何かご意見はありますか。

原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（「はい」）の声

上原部会長

異議がありませんので、承認されたものといたします。

続いて、議事の2「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願い致します。質問は最後に受け付けたいと思います。

事務局（宜保補佐）

令和6年6月分の管内雇用状況等の概要についてご報告致します。

●求人状況について

新規求人数は5件でした。

新規求人における内訳としては、

タンカーに係る県内事業者県内1社より、機関士1名、司厨員1名、

曳船に係る県内事業者1社から航海士1名、機関士1名、

旅客船に係る県内事業者1社より、船長1名

となっております。

前月に比べ2件増加、また、前年同月と比べ5件減少となっております。

月間有効求人数は37件でした。

前月に比べ4件減少、また、前年同月に比べ3件減少となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等 37 件となっております。
月末未済求人数は 37 件でした。

●求職状況について

新規求職数は 8 名でした。

前月に比べ 2 名増加、また、前年同月と比べて 4 名増加となっております。

新規求職数の内訳は、商船等 7 名、漁船 1 名となっております。

●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

6 月の新規求職者 8 名の退職理由は、定年・期間満了が 2 名、自己都合が 5 名、海上勤務中の転職希望が 1 名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管内が 1 名、管外が 7 名となっております。

●求職状況について

月間有効求職数は 21 名でした。

前月に比べ 5 名増加、また、前年同月に比べ 1 名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等 19 名、漁船 2 名となっております。

月末未済求職数は 14 名でした。

●成立状況について

6 月の成立は 1 件でした。

●求人倍率について

6 月の月間有効求人倍率は、1.76 倍でした。

前月に比べ 0.80 ポイント減少、前年同月に比べ 0.06 ポイント減少となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は 2 名、支給延べ件数は 2 件です。

基本手当支給額は、商船等 1 件で 234,108 円、漁船等 1 件で 20,835 円、合計 254,943 円でした。

その他、再就職手当の支給で、商船等 1 件で 1,021,496 円でした。

総支給額は 1,276,439 円でした。

以上、令和6年6月分の管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

上原部会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問などはございますか。

私からよろしいでしょうか。失業等給付支給内訳についてこの再就職手当とはどのような制度なのでしょうか。

事務局（金城）

失業等給付について、前提として失業者の方がこの手当の受給対象になるのですが、その失業給付を受けている失業者が一定条件を満たした状態で次の仕事に再就職した場合に受給できる手当が再就職手当となります。

上原部会長

再就職手当の支給を受けるためには、例えばどのような条件を満たす必要があるのでしょうか。

事務局（金城）

まず、受給者の離職時の年齢や直近の離職理由によって、手当を受給できる日数として「所定給付日数」が決まるのですが、この所定給付日数は手当の支給を受けるたびにどんどん日数が減っていきます。この残り日数が所定給付日数の3分の1以上ある状態での就職が再就職手当を受給するための条件の一つとなります。例えば、所定給付日数が90日と定められている受給者はその3分の1以上として30日以上支給日数を残した状態で再就職していいわけません。

上原部会長

なるほど。大城委員としても今の事務局からの説明にご意見はございませんか。

大城委員

再就職手当の制度については事務局からのご説明のとおりです。

上原部会長

ちなみにこの再就職手当は早く就職した方がメリットはあるのでしょうか。

事務局（金城）

はい。この再就職手当は早く再就職すればその分手当の額も増えますので早期に就職するメリットはあります。また、その他支給を受けるための条件としては、1年を超えて勤務することが確実であることなどが求められます。

事務局（野原課長）

当局が取り扱っている船員の再就職手当や失業手当等の手続きについては、少しでも疑義があれば労働局とも情報をすりあわせしながら対応しております。

上原部会長

分かりました。ありがとうございます。

他にご質問もないようですので、議事3の「意見交換」に移りたいと思います。何かございますか。

柴田委員

よろしいでしょうか。大分のホーバークラフトが今年の秋から就航予定ということが発表された中で、先日4回目となる事故が起こりましたよね。最近この船員部会でも話題となることが多いジェットフォイルについても再三言っておりますが、今回の大分の件もありますので、総合事務局さんとしても監査などのチェックは厳しく適切に対応して頂きたく思いますのでよろしくお願ひします。

上原部会長

はい、ありがとうございます。そのほか何かご意見ありますか。特にないようですので、事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局（金城）

資料3の令和6年度「体験学習」の実施についての説明をさせていただきます。

こちらは若年内航船員確保推進事業の取組の一環で、内航船員の仕事に关心を持たせ、船員を志望するきっかけをつくることを目的としており、この体験学習は中学生の1、2年生やその保護者、教師などを対象とした事業となります。今年も沖縄水産高校を会場とし、開催日は今月7月31日となっております。参加者数については、申し込みの締め切りが昨日までだったということもあり、集計途中なのですが、20名ほどの参加が見込まれています。当日のプログラムとしては、昨年参加者から好評だった実習船の船内見学や学科紹介、沖縄水産高校のOB・在校生との意見交換など、船員の魅力について学べる機会として、多くの参加者に楽しんでいただけるような企画を予定して

おります。

上原部会長

はい、ありがとうございます。私も以前このイベントに参加させていただきましたけどなかなか面白い内容ですよね。

柴田委員

私も昨年見学で参加しましたけど、生徒の皆さん笑顔で楽しそうに参加されていたのが印象深いですね。

上原部会長

とてもいいイベントですよね。ただ今回はもう開催日が直前ということなので、今後もこのようなイベントを開催されるということでしたら、もう少し早い時期から周知いただけないと私たちも日程を調整して参加しやすくなりますので事務局の皆さん次回よりご対応よろしくお願いします。

事務局（金城）

承知いたしました。

上原部会長

他にご質問のある方はいますか。特になければ事務局から次回の開催について、連絡お願いします。

事務局（金城）

8月の船員部会は、8月15日（木）に2階共用会議室D・Eで、11:00より開催いたします。後日、改めて案内の文書をメールで送付いたします。出席できない場合は、事前に事務局までご連絡ください。今回の議事録案は後日、メールで照会させていただきますので、よろしくお願いいたします。

上原部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして終了させていただきます。お疲れ様でした。